

福井市ふくいの森林整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市ふくいの森林整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくため、造林補助事業等の事業要件に該当しない小規模な森林や市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山であって、森林所有者等による持続的な整備が困難な森林について、林業経営者が間伐等の森林整備を実施することにより、健全で活力ある優良な森林を造成するとともに持続的な森林経営を実現することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(別表第1)

(1)	林業経営体	自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている個人若しくは団体
(2)	意欲と能力のある林業経営者	福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領第3に基づき、福井県知事の登録を受けた者
(3)	育成経営体	福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領第3第2項に基づき、福井県知事の登録を受けた者
(4)	自伐林家	自己所有森林において自分自身が施業する者で、かつ、「山の市場」へ木材を搬出している者又はU・I・Jターンにより新規に就業した者若しくは伐採届(森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届出書)を提出し施業を行っていることを証明できる者
(5)	自伐型林業者	自己所有森林がなく森林の経営や管理、施業を自ら行う者で、かつ、「山の市場」へ木材を搬出している者又はU・I・Jターンにより新規に就業した者若しくは伐採届(森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届出書)を提出し施業を行っていることを証明できる者
(6)	自然災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、火災・噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害 ただし、激甚被害に対処するための特別の財政援助等に関する法律を適用する被害を除く
(7)	被災森林	自然災害により、幹折れや倒伏した立木が発生した森林
(8)	倒木の危険性が高い	下記のいずれかに該当している立木 損傷が幹周の2分の1程度の広がり、もしくは幹径の2分の1の深さである 腐朽が幹周の2分の1以上の広がり、末期腐朽状態である又は地下部の根系全体が末期腐朽状態である 放置すれば倒木の危険がある

(9)	生活保全林	下記のすべてを満たす森林 倒木等の危険防止や野生動物の被害の軽減のために整備を必要とする森林など、住民の生活環境保全上重要であると認める森林 集落（農地等を含む）や生活道路など保全すべき対象に隣接する森林 林縁から概ね30m以内の森林
(10)	早生樹	成長が早く短い伐期で収穫が可能な早生樹（センダン、コウヨウザン、桐、早生スギ等）
(11)	枝打ち	林木の枝葉の除去作業のこと スギ、ヒノキの林分で雄花が多い立木を主体に実施するものとする。 枝打ちの高さは地上おおむね10mを上限とする。 高さ別の施業内容は以下のとおりとする ・ 枝打ち高さ2～4mは地際から高さ概ね2mから4mまで、最低2m分の枝葉を除去する。 ・ 枝打ち高さ4～6mは地際から高さ概ね4mから6mまで、最低2m分の枝葉を除去する。 ・ 枝打ち高さ6～8mは地際から高さ概ね6mから8mまで、最低2m分の枝葉を除去する。 ・ 枝打ち高さ8～10mは地際から高さ概ね8mから10mまで、最低2m分の枝葉を除去する。
(12)	危険木	気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高く、住宅団地・道路周辺など、公共性・公益性の高い場所に存在し、人命、建物、財産等に被害を及ぼす恐れがあるもの。 ただし、個人等が所有する樹木や道路、公園等の樹木で管理者が自ら整備すべきものを除く。

（事業主体）

第4条 事業主体は、福井市内に在住又は事業所若しくは営業所を有する次に掲げる者とする。ただし、森林組合においては、福井市一般業務競争入札参加資格を有する者を含むものとする。

- (1) 意欲と能力のある林業経営者又は育成経営体
- (2) 自伐林家
- (3) 自伐型林業者
- (4) 自治会長（自然災害復旧整備の危険木の除去に限る）

（対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に定める対象森林（地域森林計画の対象森林）において実施される事業とする。

1 森林経営計画が策定できない小規模面積の森林整備

- (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以上5.0ヘクタール以下であること
- (2) 林齢は、11年生から90年生までであること
- (3) 人工林であること
- (4) 施業履歴が10年以上ないこと

- (5) 間伐率が20%以下であること
 - 2 早生樹の植栽及び雪害対策等に必要な森林整備
 - (ア) 早生樹の新植
 - (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以上5.0ヘクタール以下であること
 - (2) 植栽本数600本/ヘクタール以上であること
 - (3) 地拵え、新植に係る施業費用及び忌避剤散布に係る費用
 - (イ) 早生樹の下刈
 - (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以上5.0ヘクタール以下であること
 - (2) 植栽後3年以内とする
 - (3) 下刈に係る施業費用
 - (ウ) 枝打ち
 - (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以上5.0ヘクタール以下であること
 - (2) 国・県の支援対象外の場所とする
 - (3) スギ、ヒノキの林分で雄花が多い立木を主体に実施すること
 - (4) 枝打ちの高さは地上おおむね10mを上限とする施業費用
 - 3 自然災害により荒廃した森林の整備
 - (ア) 被災森林復旧
 - (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以上であること
 - (2) 自然災害により被災した森林の復旧であること
 - (3) 被害木の整理であること
 - (イ) 危険木の除去
 - (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以下であること(ただし林道を除く)
 - (2) 危険性が高い森林、枯損木、過度に成長した樹木、車両の通行の支障となる樹木等の伐採・除去であること
 - 4 生活保全林の整備
 - (1) 倒木等の危険防止や野生動物の被害の軽減のために整備を必要とする森林など、住民の生活環境保全上重要であると認める森林のうち農地や住居等に隣接した森林で林縁からの奥行きが概ね30m以内の連続した森林であること。
 - (2) 1施行地の森林整備面積は、0.1ヘクタール以上であること
 - (3) 侵入竹の除去又は野生動物の被害を軽減するための緩衝帯整備であること。
 - (4) 侵入竹の除去については、他の森林整備と併せて実施した場合も対象とする。
 - (5) 緩衝帯の整備については、地域森林計画対象森林内の公有林(所管課から協議を受け特に必要と認めた場合に限る)及び地域森林計画対象森林に隣接した地域森林計画対象森林外(自治会等から特に要望がある地番に限る)も対象とする。
 - 5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。
 - (1) 国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付又は交付の決定を受けて実施する事業
 - (2) 国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付又は交付の決定を受けて実施する事業(補助対象経費)
- 第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象事業に該当する森林において、間伐等の森林整備を実施することに要する経費とする。
- (補助金の額)
- 第7条 補助金の額は、予算の範囲内において次に定める額と精算額の補助対象経費とのいずれか低い方の額以内とする。

ただし、自然災害復旧整備のうち被災森林復旧については、別表第2の単価を定額単価とし、補助金の額の算定方法は、復旧区域面積に被害率を掛けた面積に定額単価を掛け算定する。

また、危険木の除去は同一年度中に補助を受けられる回数は1自治会あたり1回とし、補助限度額は950,000円とする(ただし林道を除く)。また、1本あたり30万円以内とする。(事業費÷直径20cm以上の本数)

(別表第2)

区分	事業種目	条件	補助金額の上限額
小規模森林整備	間伐1	10年以上施業履歴がない場合 間伐率20%	454,000円/ヘクタール
小規模森林整備	間伐2	10年以上施業履歴がない場合 間伐率10%以上20%未満	285,000円/ヘクタール
複層林化整備	早生樹 新植	早生樹の新植 植栽本数600本/ヘクタール以上	279,000円/ヘクタール
複層林化整備	早生樹 下刈	早生樹の下刈 植栽後3年以内	121,000円/ヘクタール
複層林化整備	枝打ち 2~4	スギ、ヒノキの林分で実施する枝 打ち 2m以上4m未満	285,000円/ヘクタール
複層林化整備	枝打ち 4~6	スギ、ヒノキの林分で実施する枝 打ち 4m以上6m未満	459,000円/ヘクタール
複層林化整備	枝打ち 6~8	スギ、ヒノキの林分で実施する枝 打ち 6m以上8m未満	512,000円/ヘクタール
複層林化整備	枝打ち 8~10	スギ、ヒノキの林分で実施する枝 打ち 8m以上10m未満	516,000円/ヘクタール
自然災害復旧整備	被災森林 復旧	被害木の整理	540,000円/ヘクタール
自然災害復旧整備	危険木の 除去	気象害、枯損、過度な成長により 倒木等の危険性が高く、住宅団 地・道路周辺など、公共性・公益 性の高い場所に存在し、人命、建 物、財産等に被害を及ぼす恐れが ある樹木等の伐採・除去	実行経費の95%以内 林道は福井市林業用施設等整 備事業分担金徴収条例による
生活保全 林の整備	侵入竹の 除去	侵入竹の伐倒、除去、搬出運搬等	380,000円/ヘクタール
生活保全 林の整備	緩衝帯の 整備	森林整備(下刈り、つる切り、枯 損マツ・ナラ類等の伐倒、上層木 の伐倒、侵入竹の伐倒、林縁部等 の広葉樹等植栽(樹種転換)、枝 払、玉切、後片付けを含む伐採木 等の林内整理	700,000円/ヘクタール

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助事

業に着手する前までに、ふくいの森林整備事業交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実施計画書(様式第1号 - 1)
- (2) 収支予算書(様式第1号 - 2)
- (3) 施行予定位置図
- (4) 実施計画内訳表(参考様式1)
- (5) 自然災害復旧整備の場合は、被災状況や危険な状況を示す写真、伐採木の一覧
- (6) 自然災害復旧整備の危険木の除去の場合は、2社以上の見積書
- (7) 自然災害復旧整備の危険木の除去の場合は、チェックリスト(参考様式2)
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金交付決定前の着手）

第9条 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付を受けて事業を実施する場合の事業の着手は、原則として市長からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ、その理由を具体的に付して、ふくいの森林整備事業交付決定前着手届（様式第2号）により届け出なければならない。

（交付決定）

第10条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、ふくいの森林整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、市長にふくいの森林整備事業変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第4号 - 1）をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたとときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたととき。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃

止を承認したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第5号 - 1）を承認の申請をした者に通知するものとする。

（中止又は廃止）

第13条 補助事業者は、交付決定後の事情の変化により、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、当該中止又は廃止を証する書類を添えてふくい森林整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかにふくい森林整備事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 補助事業の実績書（様式第6号 - 1）

（2） 収支決算書（様式第6号 - 2）

（3） 施行位置図（参考様式）

（4） 作業前、作業後の写真

（1ヘクタール未満は1箇所以上、1ヘクタール以上は2箇所以上の箇所分）（参考様式）

（危険木の除去は5本に1本以上、ただし100本を超える場合は10本に1本以上）

（5） 間伐面積の分かる資料（測量野帳）

（6） 作業日報（参考様式）

（7） 外部へ委託した場合は、発注から支払いまでの証拠書類の写し

（8） 実行経費の場合は、人件費、機械経費、諸経費等の明細が確認できる書類、領収書

（9） その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第8条第3項のただし書の規定により交付の申請を行い、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別紙様式第1号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、ふくい森林整備事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第16条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、ふくい森林整備事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者から概算払又は前金払による補助金交付請求書が提出された場合には、規則第14条第2項の規定により、市長が特に必要があると認められるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

（関係図書の保存）

第17条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。